

第3節 電波政策の動向

1 概要

1 これまでの取組

電波は、携帯電話や警察、消防など、国民生活にとって不可欠なサービスの提供などに幅広く利用されている有限・希少な資源であり、国民共有の財産であることから、公平かつ能率的な利用を確保することが必要である。具体的には、電波は、同一の地域で、同一の周波数を利用すると混信が生じる性質があるため、無秩序に利用することはできず、適正な利用を確保するための仕組みが必要であるほか、周波数帯によって電波の伝わり方や伝送できる情報量などが異なるため、周波数帯ごとに適した用途で利用することが必要となる。さらに、その出力などによっては国境を越えて伝搬する性質を持つことから、電波利用にあたっては条約などの国際的な取り決めや調整を行うことが必要である。

「無線電信及無線電話ハ政府之ヲ管掌ス」とされた旧無線電信法に代わり「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的」（第1条）とする電波法が1950年に制定されて以降、我が国では、国民共有の財産である電波の民間活用を推進してきており、今や電波は国民生活にとって不可欠なものになっている。

総務省では、国際協調の下での周波数の割当て、無線局の免許を行うとともに、混信・妨害や電波障害のない良好な電波利用環境のための電波監理、電波資源拡大のための研究開発や電波有効利用技術についての技術試験事務などの取組を行ってきている。

2 今後の課題と方向性

情報通信ネットワークはあらゆる社会経済活動のベースとなる基幹インフラであり、その中でも、いつでもどこでも簡単に情報通信サービスを利用できる環境を実現するためには電波による無線通信が必要不可欠であり、電波が国民生活の向上のために果たすべき役割はますます大きくなっている。

一方で、携帯電話をはじめとする陸上移動局の無線局の増加傾向は今後も続き、それに伴ってトラフィックが増加することに加え、サブスクリプションサービスなどの新しいサービスの普及に伴うトラフィックの増加なども想定されており、今後も快適な携帯電話などの電波利用環境を維持するためには、現在利用されている周波数の一層の有効利用を進めるとともに、他の用途に使用されている周波数の共用化や、テラヘルツなどの未利用周波数の開拓など周波数の確保が大きな課題となっている。

さらに、電波利用をとりまく状況の変化に対応しつつ、良好な電波利用環境を維持していくことが重要である。そのためにも、電波監視や無線設備試買テストなどの取組について、新たな電波利用や無線設備の流通の変化などに対応しながら進めることが必要である。

2 デジタル変革時代の電波の有効利用の促進に関する検討

1 社会全体のデジタル変革の進展

我が国では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を一つの契機に、「新たな日常」の確立や経

済活動の維持・発展に必要な社会全体のデジタル変革が今後一層進んでいくことが見込まれる。そのような中で、デジタル変革を支え、有限希少な国民共有の資源である電波を有効に利用するとともに、その便益が広く国民に及び、我が国の経済と社会を活性化することが必要である。

2 「デジタル変革時代の電波政策懇談会」での検討

総務省では、2020年（令和2年）11月から「デジタル変革時代の電波政策懇談会」を開催しており、同懇談会では、2021年（令和3年）8月に報告書を取りまとめた。この報告書では、特に帯域を必要とする5G・Beyond 5Gなど携帯電話網システム、衛星通信・HAPSシステム、IoT・無線LANシステム、次世代モビリティシステムの4つの電波システムについて、2020年度（令和2年度）末を起点とした周波数の帯域確保の目標として、2025年度（令和7年度）末までに+約16GHz幅、2030年代までに+約102GHz幅を設定するとともに、デジタル変革時代の電波有効利用方策として、「デジタル変革時代に必要とされる無線システムの導入・普及」、「周波数有効利用の検証及び割当ての方策」、「公共用周波数の有効利用方策」、「デジタル変革時代における電波の監理・監督」及び「電波利用料制度の見直し」を提言している。

3 電波法の一部改正

懇談会の報告書の提言を踏まえ、電波の公平かつ能率的な利用を促進するため、電波監理審議会の機能強化、携帯電話などの周波数の再割当制度の創設、電波利用料制度の見直しなどを内容とする電波法及び放送法の一部を改正する法律案が2022年（令和4年）2月に国会に提出され、同年6月に成立した。総務省では、今後、その円滑な施行に向けて準備を進めていく予定である。

○ 電波監理審議会の機能強化

電波の有効利用の程度の評価（以下「有効利用評価」という。）について、これまで総務大臣が電波の利用状況調査の結果に基づき行ってきたところ、技術の進展などに対応したより適切な評価を行うため、広い経験と知識を有する委員から構成される電波監理審議会が行うこととする。

○ 携帯電話などの周波数の再割当制度の創設など

携帯電話などの電気通信業務用基地局が使用している周波数について、電波監理審議会による有効利用評価の結果が一定の基準を満たさないときや、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したときなどに再割当てができることとする。また、認定開設者に対する認定計画に記載した設置場所以外の場所における特定基地局開設の責務の創設や、電波の公平な利用の確保に関する事項の開設指針の記載事項への追加を行うこととする。

○ 電波利用料制度の見直し

今後3年間（2022年度（令和4年度）～2024年度（令和6年度））の電波利用共益事務の総費用や無線局の開設状況の見込みなどを勘案した電波利用料の料額の改定を行うとともに、電波利用料の用途についてBeyond 5Gの実現などに向けた研究開発のための補助金の交付を可能とすることとする。

4 公共用周波数の有効利用に向けた取組

懇談会の報告書の提言で、「公共用周波数の有効利用方策」として、国（関係省庁）が運用する公共業務用無線局について、「廃止」、「周波数移行」、「周波数共用」又は「デジタル化」という周

波数の有効利用に向けた取組の方向性が確認され、その進捗状況などについて当面の間フォローアップを毎年実施することが必要とされたことを踏まえ、懇談会の公共用周波数等ワーキンググループにおいて、2022年（令和4年）3月から6月にかけて、関係省庁へのヒアリングを含むフォローアップを実施しており、2022年（令和4年）夏頃に取りまとめを行う予定である。

5 新たな携帯電話用周波数の割当方式の検討

我が国では、5Gの導入や技術革新などにより携帯電話用周波数の利用ニーズが急速に増加しており、電波の有効利用を一層促進するとともに、電波の公平かつ能率的な利用を確保する観点から、新たな携帯電話用周波数の割当方式について検討の必要性が高まっている。

このような背景から、諸外国の周波数割当方式の調査・分析を幅広く行うとともに、その結果を踏まえて、諸外国の周波数割当方式のメリットなどを考慮しつつ、我が国の新たな携帯電話用周波数の割当方式について検討を行うため、2021年（令和3年）10月から「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会」を開催しており、同検討会では2022年（令和4年）3月に諸外国の携帯電話用周波数割当方式の調査・分析について1次取りまとめを行っており、今後、2022年（令和4年）夏頃に2次取りまとめを行う予定である。

3 5G・B5Gの普及・展開

1 デジタル田園都市国家インフラ整備計画に基づく5Gの普及・展開

ア 「ICTインフラ地域展開マスタープラン」の策定等

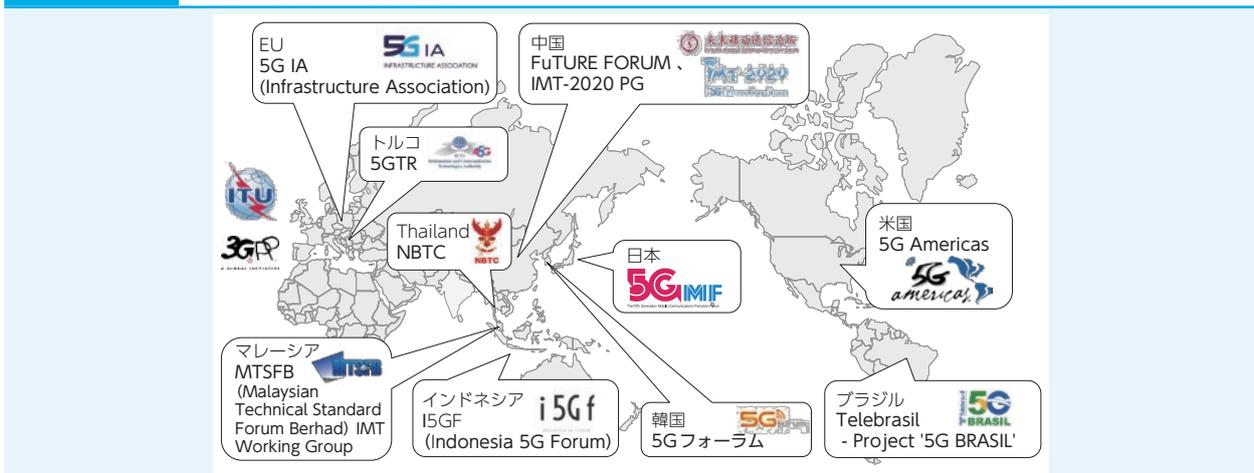
5Gでは、4Gを発展させた「超高速」だけでなく、遠隔地でもロボットなどの操作をスムーズに行うことができる「超低遅延」、多数の機器が同時にネットワークに繋がる「多数同時接続」などの特長を持つ通信が可能となる（図表4-3-3-1）。そのため、5Gは、あらゆる「モノ」がインターネットにつながるIoT社会を実現する上で不可欠なインフラとして大きな期待が寄せられている。実際に、トラクターの自動運転、AIを利用した画像解析による製品の検査、建設機械の遠隔制御など、様々な地域・分野において、5Gを活用した具体的な取組が進められているところである。

図表4-3-3-1 5Gの特長



総務省では、5Gは経済や社会の世界共通基盤になるとの認識の下で、国際電気通信連合 (ITU) の5Gの国際標準化活動に積極的に貢献するとともに、欧米やアジア諸国との国際連携の強化にも努めている (図表4-3-3-2)。また、5GをはじめとするICTインフラ整備支援策と5G利活用促進策を一体的かつ効果的に活用し、ICTインフラをできる限り早期に日本全国に展開するため、2023年度末を視野に入れた「ICTインフラ地域展開マスタープラン」を2019年 (令和元年) 6月に策定した (2020年 (令和2年) 7月及び12月にそれぞれ改定)。

図表4-3-3-2 各国・地域の5G推進団体



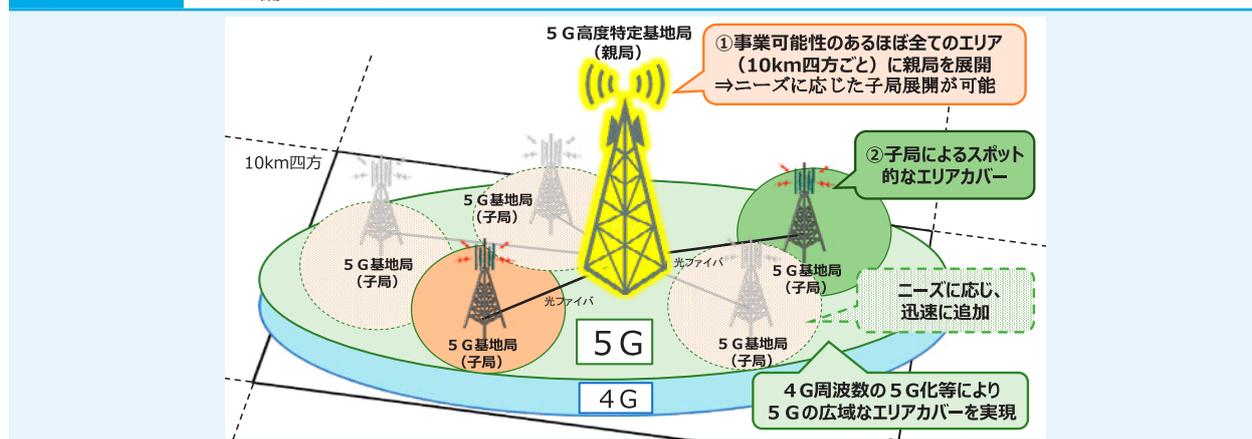
イ 「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」の策定

2021年 (令和3年) 12月に岸田総理がデジタル田園都市国家構想の実現に向けて5Gの人口カバー率を2023年度に9割に引き上げると表明したことを踏まえ、総務省では、同月末に、携帯電話事業者各社に対して、5G基地局の更なる積極的整備や5G基地局数・5G人口カバー率などの2025年度までの計画の作成・提出などを要請し、2022年 (令和4年) 3月29日に、各社から提

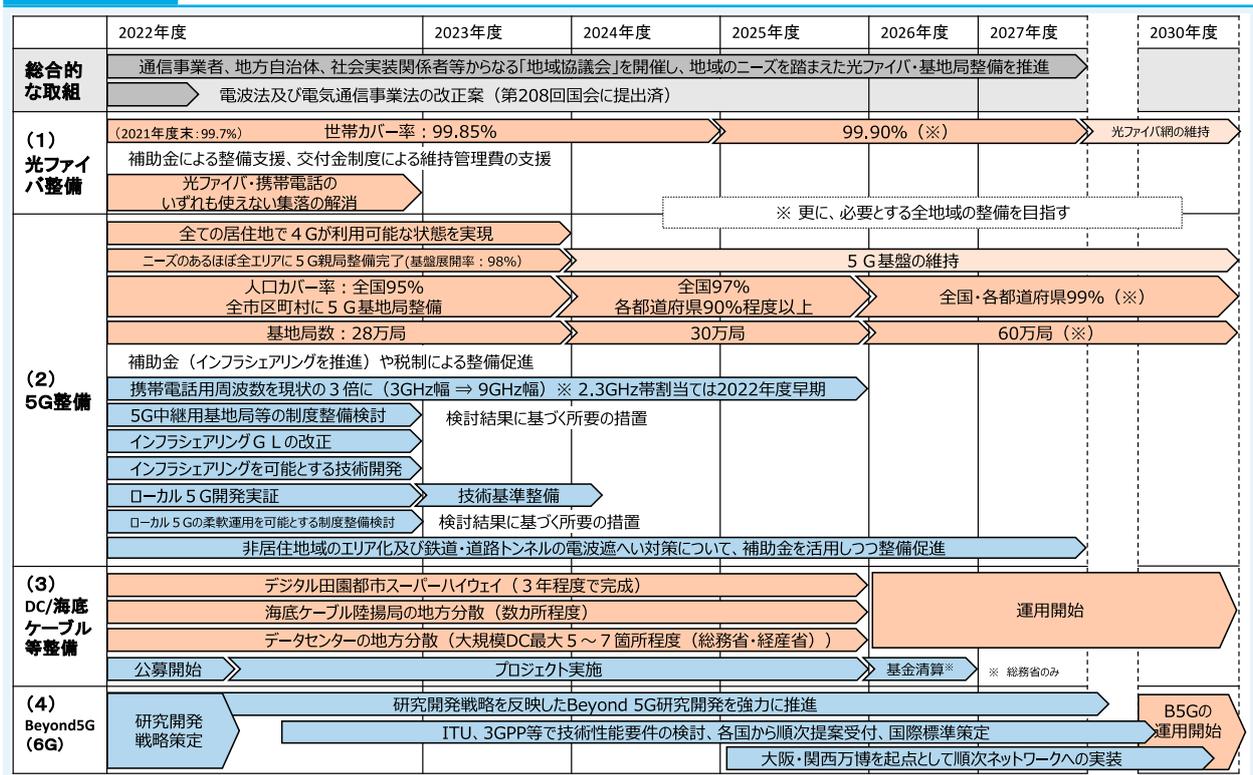
出された計画などを踏まえ、「ICTインフラ地域展開マスタープラン」に続くものとして、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」を策定・公表した。

このインフラ整備計画では、5Gの整備方針として、5G基盤（4G・5G親局）を全国整備する第1フェーズ、子局を地方展開しエリアカバーを全国で拡大する第2フェーズの2段階戦略で、世界最高水準の5G環境の実現を目指すこととしている（図表4-3-3-3）。具体的には、第1フェーズで、全ての居住地で4Gを利用可能な状態を実現するとともに、ニーズのあるほぼ全てのエリアに5G展開の基盤となる親局の全国展開を実現することとし、第2フェーズでは、5Gの人口カバー率について、2023年度末までに全国95%（2020年度末実績：30%台）、全市区町村に5G基地局を整備、2025年度末までに全国97%、各都道府県90%程度以上を目指すこととしている。また、この目標を達成するための具体的な施策として、新たな5G用周波数の割当て、基地局開設の責務を創設する電波法の改正、補助金・税制措置による後押し、インフラシェアリング推進などを実施することとしている（図表4-3-3-4）。

図表4-3-3-3 5G整備のイメージ



図表 4-3-3-4 デジタル田園都市国家インフラ整備（ロードマップ）



2 Beyond 5G

5Gの次の世代である「Beyond 5G」は、5Gの特徴的機能の更なる高度化として、①10倍高速な通信速度、②1/10の低遅延、③10倍の多数同時接続を実現することに加え、新たな価値の創造に資する機能として、④1/100の「超低消費電力」、⑤障害からの瞬時復旧など「超安全・信頼性」、⑥即座に最適なネットワークが構築される「自律性」、⑦陸海空宇宙あらゆる場所で通信できる「拡張性」が求められている。Beyond 5Gは、2030年(令和12年)頃の導入が見込まれており、Society 5.0を進展させるために不可欠な、また、ウィズコロナ・ポストコロナ下の「新しい日常」を支える強靱かつセキュアな未来の基幹ICTインフラであることから、その技術開発や国際標準策定プロセスに、我が国が強みを最大限に活用して深く関与することが重要である。

総務省では、2020年(令和2年)1月から「Beyond 5G推進戦略懇談会」を開催し、Beyond 5G導入時に見込まれるニーズや技術進歩などを踏まえた総合戦略の策定に向けた検討を行い、同年6月に、次の3つの戦略からなる「Beyond 5G推進戦略-6Gへのロードマップ」を公表した。この戦略に基づき、Beyond 5Gの実現に向けた様々な取組が行われている。

- ① 先端技術への集中投資と大胆な電波開放などによる世界最高レベルの研究開発環境を実現し、競争力のある形での先端技術の実装を目指す「研究開発戦略」
- ② 市場参入機会の創出などに向け、早期に戦略的パートナーとの連携体制を構築するとともに、Beyond 5Gの必須特許について世界トップシェアと同水準の獲得実現を目指す「知財・標準化戦略」
- ③ 5G・光ファイバ網の社会全体への展開と課題解決に資するユースケースの構築及び拡大に必要な環境及び制度整備などによりBeyond 5G readyな環境の実現を目指す「展開戦略」
例えば、2020年(令和2年)12月には、本戦略を産学官の連携により推進するための母体とし

て「Beyond 5G推進コンソーシアム」が設立され、我が国が考えるBeyond 5Gの将来像や技術について取りまとめた「Beyond 5Gホワイトペーパー」を2022年（令和4年）3月に公表し、国内外の関係者間の連携強化を目的とする「Beyond 5G国際カンファレンス」を2021年（令和3年）11月に開催するなど、活発に活動している。また、同じ2020年（令和2年）12月には、知財の取得や国際標準化に向けた取組を戦略的に推進する「Beyond 5G 新経営戦略センター」を設立され、第4章第7節に記載のとおり、新ビジネス戦略セミナーなどを通じた情報発信を行うなど、活発に活動している。

4 先進的な電波利用システムの推進

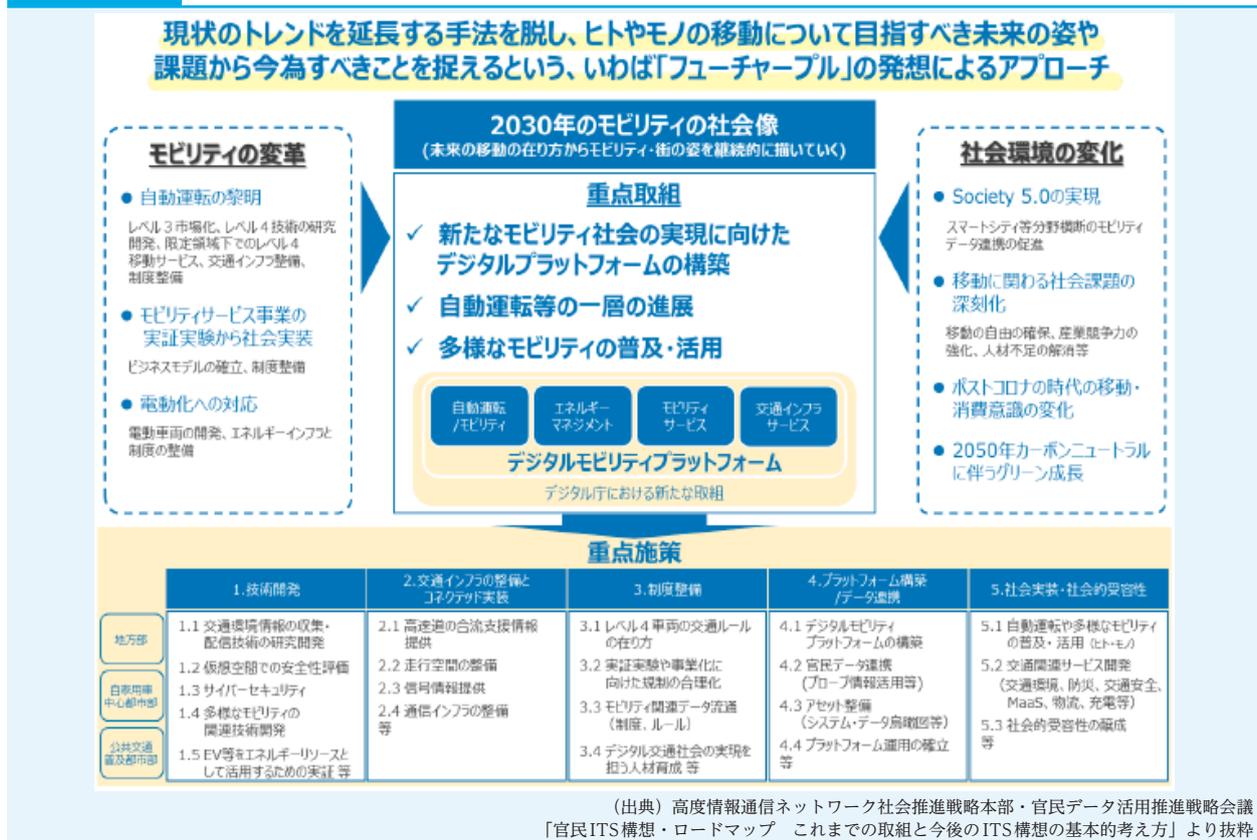
1 高度道路交通システム

情報通信技術を用いて「人」や、「道路」、「車」などをつなぐITS（Intelligent Transport Systems：高度道路交通システム）は、交通事故削減や渋滞解消などにより、人やモノの安全で快適な移動の実現に寄与するものである。ITS・自動運転の実現には多量かつリアルタイムのデータ転送や交換が必要になると見込まれるため、情報通信インフラの整備が不可欠であり、また、自動運転、コネクテッドカーのニーズなどに対応するためには、既存のITSの活用だけでなく、5Gをはじめとする情報通信インフラの高度化も必要であり、LTEや5Gを活用した自動運転システムの実現に向けた研究・実証が各国で行われている。

2021年（令和3年）6月にIT戦略本部で策定された「官民ITS構想・ロードマップ これまでの取組と今後のITS構想の基本的考え方^{*1}」では、「新たなモビリティ社会の実現に向けたデジタルプラットフォームの構築」、「自動運転などの一層の進展」及び「多様なモビリティの普及・活用」を重点取組と位置づけ、「技術開発」、「交通インフラ整備とコネクテッド実装」などの五つの観点から具体的な施策を推進することとされている（図表4-3-4-1）。また、内閣府総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の事業である戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期「自動運転（システムとサービスの拡張）」では、一般道に設置される交通インフラからの信号情報や高速道路への合流支援情報などを活用する、インフラ協調型の自動運転技術による安全で快適な自動運転社会の実現を目指している。

*1 官民ITS構想・ロードマップ これまでの取組と今後のITS構想の基本的考え方：https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/its_roadmap_20210615.pdf

図表 4-3-4-1 今後のITS構想の基本的考え方



総務省では、これまで、VICS (Vehicle Information and Communication System : 道路交通情報通信システム) やETC (Electronic Toll Collection System : 電子料金収受システム)、76/79GHz帯車載レーダーシステム、700MHz帯高度道路交通システムなどで利用される周波数の割当てや技術基準などの策定を行うとともに、これらシステムの普及促進を図ってきた。

「官民ITS構想・ロードマップ これまでの取組と今後のITS構想の基本的考え方」等を踏まえ、5Gの普及・展開に向けた取組を進めているほか、V2X^{*2}用周波数として国際的にも検討が進められている5.9GHz帯に新たなV2Xシステムを導入する場合に必要な周波数共用などに係る技術的検討を実施するなど、自動運転社会の実現に向けて取り組んでいる。また、自動運転に必要なユースケースにおいて通信に求められる要求条件の技術的な検討やその通信の実現時期や自動運転車普及率など踏まえた情報通信技術ロードマップ案を策定するための検討を行うとともに、安心・安全な自動運転の実現に向け、周辺の交通状況を俯瞰的に把握できるよう、様々な情報源から得られる動的情報を連続的かつ正しく認知し、狭域又は中域といった対象エリアの広さに応じ、必要な情報を収集してリアルタイムに統合し、自動車に配信する技術の研究開発を実施している。

2 公共安全LTE

我が国の主な公共機関は、各々の業務に特化した無線システムを個別に整備、運用しているため、機関の枠組みを超えた相互通信が容易ではなく、また、そのシステムは割当可能な周波数や整備費用の制約などから、音声を中心としたものとなっている。

^{*2} V2X : vehicle to everything を意味する。自動車と自動車 (V2V : 車車間通信) や、自動車とネットワーク (V2N) など、自動車と様々なモノの間の通信形態の総称。

米国、英国などの諸外国では、消防、警察など公共安全業務を担う機関において、携帯電話で使われている通信技術であるLTE (Long Term Evolution) を利用し、音声のほか、画像・映像伝送などの高速データ通信を可能とする共同利用型の移動体通信ネットワークの導入が進められている。このようなLTEを用いた公共安全 (Public Safety) のためのネットワークは、「公共安全LTE (PS-LTE)」と呼ばれ、テロや大災害時には、公共安全機関の相互の通信を確保し、より円滑な救助活動に資すると期待されており、また、世界的に標準化された技術を利用することから、機器の低コスト化が可能となるなどのメリットがあるとされている。

総務省では、我が国におけるPS-LTEの実現 (図表4-3-4-2) に向けて、2020年度 (令和2年度) にPS-LTEの基本機能について実証システムを構築し、関係機関と連携して実フィールドにおける機能検証などを実施するとともに、社会実装を見据えた運用面の課題と対応の検討を行い、2021年度 (令和3年度) 以降も引き続き安全性・信頼性向上及びセキュリティを確保した上で実証を実施しており、2022年度 (令和4年度) からの運用本格化を目指すこととしている。

図表4-3-4-2 公共安全LTEの実現イメージ



3 衛星コンステレーション

人工衛星に使用される機器の小型軽量化や衛星打上げ費用の低廉化により、小型の人工衛星の実用化が比較的容易になっていることを受け、中・低軌道に打ち上げた多数の小型非静止衛星を連携させて一体的に運用する「衛星コンステレーション」の構築が可能となってきている。衛星コンステレーションでは、通信の遅延時間が短い中・低軌道を周回する非静止衛星を用いるため、世界全域を対象として、緊急時・平時を問わず、陸上・海上・航空機上で、高速大容量通信など多様なサービスの提供が可能であり、世界的に様々な衛星コンステレーションシステムが計画されている。

総務省では、2020年 (令和2年) 11月に、衛星コンステレーションによるL帯を用いた既存のシステムの高度化システムの導入に必要な制度整備を行い、2022年 (令和4年) にサービスが開始された。また、2021年 (令和3年) 8月に、高度約500kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKu帯非静止衛星通信システムの導入に必要な制度整備を行い、2022年 (令和4年) 中にもサービスが開始されることが期待されている。さらに、高度約1200kmの極軌道を利用する衛星コンステレーションによるKu帯非静止衛星通信システムの導入に必要な制度整備案について2022年 (令和4年) 3月に電波監理審議会から答申を受けたところであり、近く制度整備を実施する予定である。

4 空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム

空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムは、電波の送受信により数メートル程度の距離を有線で接続することなく電力伝送するものであり、工場内で利用されるセンサー機器への給電等に見込まれている。本システムにより、充電ケーブルの接続や電池の交換を行うことなく、小電力の

給電が可能となることから、利便性の向上とともに、センサー機器の柔軟な設置が可能となり、IoT活用によるSociety 5.0の実現に向けた寄与が期待されている。

総務省では、これまで、本システムの実用化に向けて、他の無線システムとの周波数の共用や電波の安全性、技術的条件、円滑な運用調整の仕組みの構築等について検討を行ってきており、こうした検討を踏まえ、一定の要件を満たす屋内での利用について、920MHz帯、2.4GHz帯、5.7GHz帯の3周波数帯の構内無線局として、2022年（令和4年）5月に制度整備を行った。

5 電波システムの海外展開の推進

電波の安心・安全な利用を確保するため、電波監視システムをはじめとした技術やシステムの役割が大きくなっており、その重要性は、電波の利用が急速に拡大しつつある東南アジア諸国をはじめ、諸外国においても認識されている。そのため、我が国が優れた技術を有する電波システムを海外に展開することを通じ、国際貢献を行うとともに、我が国の無線インフラ・サービスを国際競争力のある有望なビジネスに育てあげ、国内経済の更なる成長につなげることが重要な課題となっている。

このような観点から、我が国が強みを有する電波システムについて、アジア諸国を中心としてグローバルに展開するため、官民協力して戦略的な取組を推進している。具体的には、我が国の周波数事情に合う周波数利用効率の高い技術に関し、国際的な優位性により国際標準として策定されるようにするため、当該技術の国際的な普及を促進する「周波数の国際協調利用促進事業」を実施し、国内外における技術動向などの調査、海外における実証実験、官民ミッションの派遣、技術のユーザーレベルでの人的交流などを行っている。また、安全・安心で信頼性の高いICTインフラに対する世界的な需要の高まりを踏まえ、総務省では、Open RAN、vRANによる我が国企業の5Gネットワーク・ソリューションの海外展開を今後3年間で集中的に実施することを予定しており、ローカル5Gを含む国内の5G展開の成果を活かし、ニーズに応じた5Gモデルの提案など、5Gのオープン化を進めている。

6 電波利用環境の整備

1 生体電磁環境対策の推進

総務省では、安全かつ安心して電波を利用できる環境を整備するための取組を推進している。

電波の人体への影響については、電波防護指針^{*3}をもとに、電波法令により電波の強さなどに関する安全基準を定めている。その内容は、国際的なガイドラインとの同等性が担保されるとともに、電波の安全性に関する長年の調査結果^{*4}が反映されており、これまでの調査・研究では、この安全基準を下回るレベルの電波と健康への影響との因果関係は、確認されていない。総務省では、5Gをはじめとする携帯電話などで使用される電波の安全性について、電話相談、説明会の開催やリーフレットの作成などを通じて国民への周知啓発を行っている^{*5}。

電波の医療機器への影響に関しては、「電波の医療機器などへの影響に関する調査^{*6}」を毎年行っており、2021年度（令和3年度）は、5Gの携帯電話端末などからの電波（3.7GHz帯、4.5GHz帯、28GHz帯）を対象として、電波が植込み型心臓ペースメーカー及び在宅医療機器などに及ぼす

*3 電波防護指針：<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/medical/protect/>

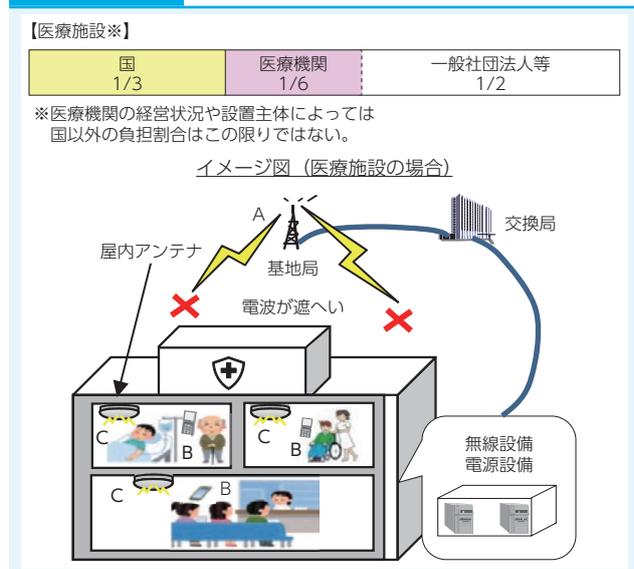
*4 総務省における電波の安全性に関する研究：<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/seitai/index.htm>

*5 電波利用ホームページ（電波の安全性に関する調査及び評価技術）：<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/index.htm>

*6 電波の植込み型医療機器などへの影響の調査研究：<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/seitai/chis/index.htm>

影響測定を行った。また、医療機関での電波利用が進む中で、安心・安全な電波利用に向けて、医用テレメータ、携帯電話、無線LANなどの注意点や電波管理の在り方について、各地での説明会を開催し、医療従事者などへの周知活動を行っている。さらに、これらに関連した取組として、2017年度（平成29年度）から「無線システム普及支援事業費など補助金」による電波遮へい対策の対象として医療施設を加え、医療施設において携帯電話が安心安全に利用できる環境の整備を実施している（図表4-3-6-1）。

図表4-3-6-1 医療機関における電波遮へい対策事業のスキーム図



2 電磁障害対策の推進

各種電気・電子機器などの普及に伴い、各種機器・設備から発せられる不要電波から無線利用を守る対策が重要となっている。このため、情報通信審議会情報通信技術分科会に設置された「電波利用環境委員会^{*7}」において電磁障害対策に関する調査・検討を行い、国際無線障害特別委員会（CISPR：Comité International Spécial des Perturbations Radioélectriques）における国際規格の審議に寄与している。総務省では、情報通信審議会の答申を受けて、国内における規格化の推進などを通じて、不要電波による無線設備への妨害の排除や電気・電子機器への障害の防止などを図っている。

CISPRに関する国際的な活動として、電気自動車（EV）、マルチメディア機器及び家電などで使用するワイヤレス電力伝送システムに関する国際規格の検討が本格化している中で、電気自動車用ワイヤレス電力伝送システムから発せられる漏えい電波が、既存の無線局などに混信を与えないようにするための技術の検討について、我が国が主体となって精力的に行っている。

CISPRに関する国内の活動として、CISPRの諸規格などの改定に係る国内規格化について検討を進め、情報通信審議会から「無線周波妨害波及びイミュニティ測定装置の技術的条件補助装置-伝導妨害波-」、「無線周波妨害波及びイミュニティ測定法の技術的条件 伝導妨害波の測定法」及び「無線周波妨害波及びイミュニティ測定法の技術的条件 放射妨害波の測定法」について2022年（令和4年）2月に一部答申を受けた。

3 電波の混信・妨害の予防

近年、携帯電話の急速な普及や電波監視の強化などにより、過去に社会問題となった不法三悪と呼ばれる無線局（不法市民ラジオ、不法パーソナル無線及び不法アマチュア無線）による重要無線通信などへの混信・妨害が減少する一方で、インターネットの通信販売などで容易に手に入る電波法の技術基準に適合していない無線設備による無線通信への混信・妨害が大きな課題となってい

*7 電波利用環境委員会： https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/denpa_kankyou/index.html

る。

電波利用が拡大する中で、混信・妨害を排除し良好な電波利用環境を維持していくため、総務省では、電波の監視、混信・妨害の排除に加え、それらの原因となり得る無線設備の流通に係る対応を強化している*8。具体的には、一般消費者が技術基準に適合していない無線設備（基準不適合設備）を購入・使用し、電波法違反（無線局の不法開設）となることや他の無線局に混信・妨害を与えることを未然に防止するため、周知啓発活動などによる未然防止を図るほか、2013年度（平成25年度）から、販売されている無線設備を市場から購入して、電波の強さが電波法に定める基準に適合しているかどうかの測定を行い、その結果を一般消費者の保護のための情報提供として毎年公表*9する「無線設備試買テスト」を実施しており、2021年度（令和3年度）からは、電波法第3章の技術基準に適合しているかどうかの測定も行うこととしている。また、当該設備の製造業者、販売業者又は輸入業者に対しては、技術基準に適合した無線設備のみの取扱の徹底や、基準不適合設備の販売の自粛などを要請している。さらに、技術基準不適合無線機器の流通抑止のためのガイドラインを策定し、無線設備の製造業者などが努力義務として求められる取組や、インターネットショッピングモール運営者が行う自主的な取組を明らかにすることにより、基準不適合設備の流通抑止に向けた取組を推進している。

第4章

総務省におけるICT政策の取組状況

*8 総務省電波利用ホームページ 電波監視の概要：<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/index.htm>

*9 無線設備試買テストの結果：<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/result/>